

令和4年(2022年)6月22日

報道機関各位

環境部環境総務課長

函館市環境部の電気自動車(エコレンジャー号)の広告主の募集について

このことについて、本市では平成25年9月から地球温暖化対策のシンボルとして電気自動車を導入し、日常の業務に使用することで二酸化炭素排出量を削減するとともに、走る広告塔として位置付け、皆様に広告媒体として利用していただいています。

また、環境部では、ごみ焼却発電の電力を利用して充電していることから、「充電による二酸化炭素排出量もゼロ」となるため、地球温暖化対策をはじめとする、環境保全に関心のある事業所や市民団体等の皆様の活動をPRするには最適な広告媒体と考えています。

つきましては、別添募集チラシのとおり広告主を募集しますので取材・報道方よろしくお願ひします。

記

- 1 募集期間 7月1日(金)から7月20日(水)まで
※郵送による申し込みは、7月20日(水)の消印を有効とします。

2 掲載料等

規 格	A 3 横 29.7 cm×42 cm	A 4 横 21 cm×29.7 cm	A 5 横 14.85 cm×21 cm
掲 載 料	24,000円	12,000円	6,000円
募集枠数	4枠	4枠	4枠
掲載期間	令和4年(2022年)9月～令和5年(2023年)8月(1年間)		

※車体はカラフルな「はこだてエコレンジャー」をラッピングし、注目されるデザインとなっています。

- 3 応募方法 募集チラシをご確認のうえ、函館市環境部電気自動車広告掲載申込書に必要事項を記入し、函館市環境部環境総務課に持参または郵送でお申し込みください。

募集チラシと函館市環境部電気自動車広告掲載申込書は、市役所本庁舎1階iスペース、環境部庁舎で配布します。

<申し込み・問い合わせ先>

函館市環境部 環境総務課 温暖化対策担当(佐藤, 高島)

住 所 函館市日乃出町26-2

T E L 0138-51-0758

F A X 0138-56-4482

Eメール kankyoh-kikaku@city.hakodate.hokkaido.jp

電気自動車の広告を募集しています

函館市環境部では、地球温暖化対策のシンボルとして電気自動車を導入しており、事業者等の皆様に広告媒体として利用していただいております。

日常業務で市内を年間約1万5千km走行しており、車体はカラフルな「はこだてエコレンジャー」をラッピングしていますので、走行中に注目されることでの広告効果が期待されます。

環境部の電気自動車は、ごみ焼却発電を利用して充電*するため、「二酸化炭素排出がゼロ」です。

地球温暖化対策をはじめとする、環境保全に関心のある事業者や市民団体等の皆様の活動をPRするには最適な広告媒体といえます。

*設備の点検や改修などを行う期間は、ごみ焼却発電を利用して充電できない場合があります。

◆広告の位置・規格

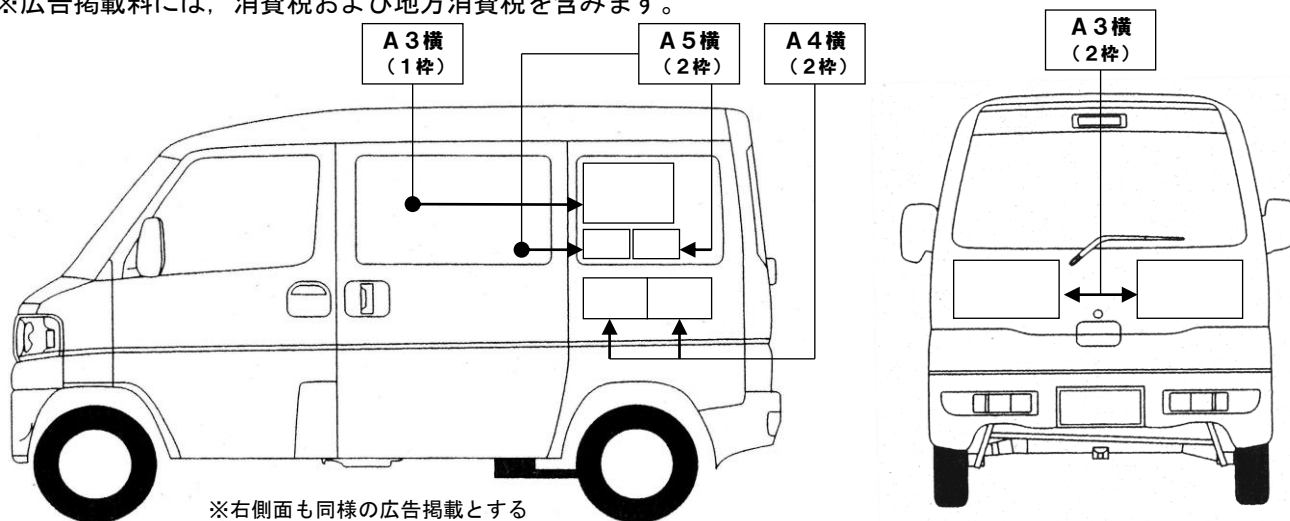
電気自動車の車体側面および後部で環境部が指定する位置に剥離可能なフィルム等を貼り付け、規格はA3横、A4横、A5横の3種類です。

◆広告の掲載料・募集枠数・掲載期間

規格	A3横 29.7 cm × 42 cm	A4横 21 cm × 29.7 cm	A5横 14.85 cm × 21 cm
掲載料	24,000 円	12,000 円	6,000 円
募集枠数	4 枠	4 枠	4 枠
掲載期間	令和4年(2022年)9月～令和5年(2023年)8月(1年間)		

※広告掲載位置(予定)は下図のとおりです。広告の位置は指定できません。

※広告掲載料には、消費税および地方消費税を含みます。



◆募集期間

7月1日(金)から7月20日(水)まで ※郵送の場合は、7月20日(水)の消印を有効とします。

◆お申込み方法

函館市環境部電気自動車広告掲載申込書に必要事項を記入の上、「広告見本」を添えて環境部環境総務課へ持参または郵送してください。

裏面にも、注意事項等記載しておりますので、ご確認ください。

◆函館市環境部電気自動車広告掲載申込書の配布場所

- 市役所本庁舎1階 i スペース, 環境部庁舎
- 函館市環境部ホームページからもダウンロードできます
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014062000197/>

※「函館市広告掲載要綱」, 「函館市広告掲載基準」および「函館市環境部電気自動車広告掲載取扱要領」をご覧ください。

※広告掲載は2枠を上限に申し込みができます。

※広告掲載申込数が各規格の募集枠数を超えたときは, 抽選により広告掲載を決定します。

※広告原稿の作成に要する費用は, 広告主の負担となります。

※原則として, 広告の作成および掲載・撤去作業は環境部で行い, その費用は環境部が負担しますが, 広告主の負担で広告の作成および掲載・撤去作業をすることもできます。

◆掲載できないもの

- 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- 政治性のあるもの
- 選挙に関するもの
- 宗教性のあるもの
- 意見広告
- 個人または法人の名刺広告
- 景観および風致を害するおそれがあるもの
- 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- 市税を滞納しているものに係る広告
- その他, 広告媒体に掲載する広告として不相当であると判断されるもの

◆広告掲載可否の通知

広告掲載可否の審査終了後, 広告掲載(非掲載)決定通知書により, 掲載の可否を通知します。

<お申込み・問合せ>

函館市環境部 環境総務課 温暖化対策担当

住 所 函館市日乃出町26-2

TEL 0138-51-0758 FAX 0138-56-4482

Eメール kankyoh-kikaku@city.hakodate.hokkaido.jp

環境にやさしい電気自動車を広告塔として活用しませんか？

函館市環境部の電気自動車は

ごみ焼却発電 + 電気自動車 = 二酸化炭素排出量ゼロ！

函館市環境部電気自動車広告掲載申込書

令和 年 月 日

函 館 市 長

(申込者)

住 所

会社(団体)名

氏 名

電 話

函館市環境部電気自動車広告掲載取扱要領第6条の規定に基づき、下記のとおり申し込みします。

記

1 広告掲載の規格・申し込み枠数

(1) 規格1 枠

(2) 規格2 枠

(3) 規格3 枠

2 広告の内容 添付原稿のとおり

3 広告掲載料

(1) 規格1 (24,000円) × 枠 円

(2) 規格2 (12,000円) × 枠 円

(3) 規格3 (6,000円) × 枠 円

- 4 条 件 ・各種法令および函館市の広告関連規定を遵守します。
 ・函館市税の滞納はありません。
 ・函館市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

令和3年度函館市環境部電気自動車 広告掲載写真

